

野生動物被害補償制度

近年、野生動物（シカ・イノシシ）による農業被害が増大しており、その対策が急務となっています。

そこで、兵庫県では、JAグループ兵庫のご支援もいただきながら、市・町・農業共済事務組合、兵庫県農業共済組合連合会と連携し、被害のあった農家に補償金を支払う事業を実施しています。

詳細は、このパンフレットをご覧ください。

- ・ 補償対象作物は 水稲
- ・ 加入要件は ①農業保険法に基づく水稲共済一筆方式7割補償に加入していること
②この事業の対象区域（兵庫県が指定する市町）に住所を有する者であること
③農会または集落における水稲共済一筆方式7割補償加入者全員の全筆加入（農会または集落単位一括加入）であること
- ・ 補償対象とする事故は シカ・イノシシなどの獣害のみ
- ・ 補償期間は 移植期（又は播種期）から、適期の刈り取り時期まで
※圃場における通常の乾燥期間中は、補償の対象とします。
※育苗期間中や刈り遅れは補償の対象とはなりません。
- ・ 補償限度額は $\text{kg当り補償金額} \times \text{基準収穫量} \times 20\%$
※kg当り補償金額は、当該年産の水稲共済一筆方式7割補償における告示最高額です。
※基準収穫量は、その年の天候を平年並みとし、肥培管理なども通常に行われたときに得られる収穫量で、耕地ごとに定められます。
- ・ 加入者負担金は 水稲共済一筆方式7割補償加入面積 1aにつき20円
※正当な理由なく納付を遅延した場合は、加入取り消しとなります。

支払財源	加入者負担金	20円
(1アール当たり)	県補助金	40円
	JA支援金	20円
	総額	80円

兵庫県
JAグループ兵庫
市・町・農業共済事務組合
兵庫県農業共済組合連合会

- ・補償金の支払は 獣害により耕地ごとに1割を超える被害が生じたとき
※支払財源に不足が生じる場合は、補償金の一部を削減することがあります。

< 3割までの被害の場合 >

$$\text{補償金} = \text{kgあたり補償金額} \times (\text{減収量} - \text{基準収穫量} \times 10\%)$$

< 3割を超える被害の場合 >

$$\text{補償金} = \text{kgあたり補償金額} \times \text{基準収穫量} \times 20\%$$

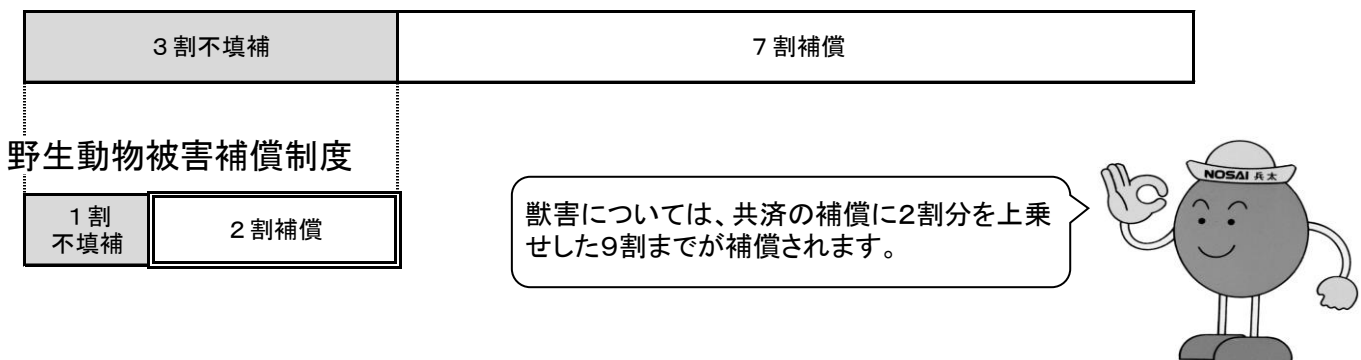
- ・加入者負担金の精算は 支払財源に残金が生じたときは、加入者負担金に応じて残金を還付します。

- ・被害発生の通知は 補償金の支払を受けるべき獣害があるときは、速やかに市・町・農業共済事務組合に連絡してください。

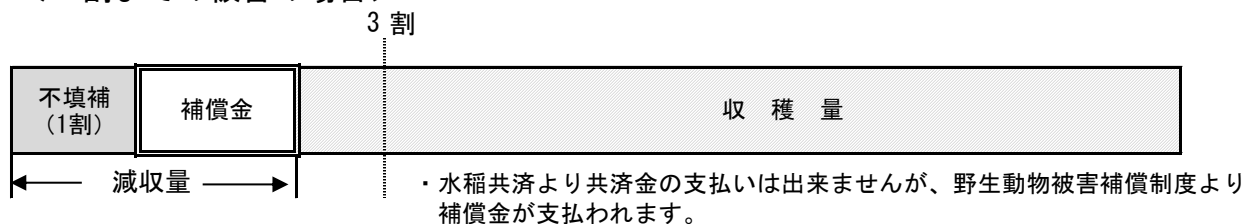
水稲共済と野生動物被害補償制度の関係

NOSA Iの水稲共済は、国の農業保険制度として全国で実施されていますが、兵庫県では、野生動物による被害について水稲共済を補完するため、野生動物被害補償制度を創設いたしました。

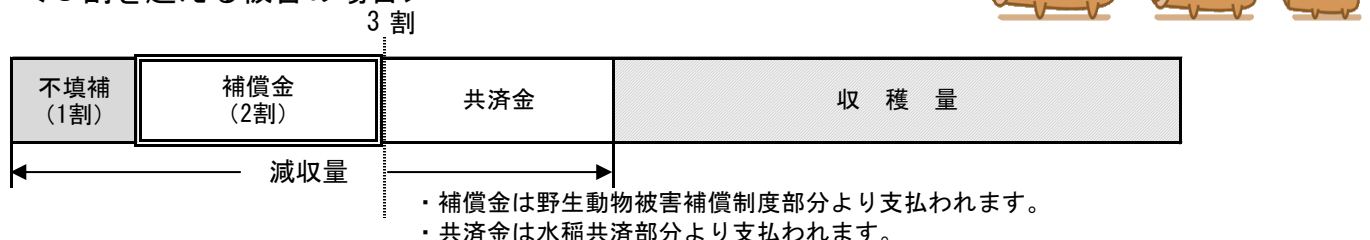
NOSA Iの水稲共済



< 3割までの被害の場合 >



< 3割を超える被害の場合 >



申込書記入の注意事項

加入申込書記入時は、注意事項を参考に、必要事項を漏れなくご記入願います。記入漏れ、記入誤りがあると補償金等の支払が出来ませんのでご注意ください。

《記入例：2枚複写式》

野生動物被害補償制度
加入申込書

(連合会提出用)

兵庫県農業共済組合連合会 御中

平成31年産水稻に係るみだしの補償制度について、約款の内容を承知の上、当農会等における水稻共済加入者全員の加入を申し込みます。

平成 31 年 月 日

連合会記入欄

大地区コード

小地区コード

農会等名	神戸下山手農会	申込印 (農会長の公印 又は農会長の個人印)
農会長名 (代表者名)	兵庫太郎	
農会長の住所	〒 〇〇〇 — 〇〇〇〇 兵庫県神戸市中央区下山手通〇一〇〇	
電話番号	(〇〇〇) 〇〇〇 — 〇〇〇〇 (自宅) ※日中連絡が付きやすい番号をご記入願います。(△△△) △△△△ — △△△△ (携帯)	
補償金等の振込先	金融機関名	▼該当する金融機関に ○ をつけてください。 * * <input checked="" type="radio"/> 農協 * * <input checked="" type="radio"/> 支店 ・ 銀行 ・ 支所
	口座番号	普通預金 1 2 3 4 5 6 7
	(フリガナ)	コウベシモヤマテノウカイ ノウカイチョウ ヒョウゴ タロウ
口座名義	神戸下山手農会 農会長 兵庫太郎 ※口座名義、フリガナは、通帳の記載どおり漏れなくご記入願います。 ※フリガナは、左からカタカナで農会等名並びに姓と名の間に1マスあけてご記入ください。	
通帳写しの提出	通帳(見開き部分)をコピーし裏面に貼り付けてご提出願います。	

通帳表紙

店番	口座番号
おなまえ 神戸下山手農会 農会長 兵庫太郎	サマ
* * 農業協同組合 / * * 銀行	

通帳見開きページ 上段 又は 下段

お客様番号	注⑤ おなまえ コウベシモヤマテノウカイ ノウカイチョウ ヒョウゴ タロウ	サマ
貯金種類	口座番号	
注④ 普通預金	1 2 3 4 5 6 7	
お取引店	* * 支店 / * * 支所	

《注意事項》

振込先の通帳をご準備頂きご記入願います。

- 注① 1枚目に押印願います。
- 注② 記入不備等に伴い、補償金の振込が出来ない時に確認の電話をいたします。日中連絡が付きやすい番号(自宅、携帯電話等)をご記入願います。
- 注③ 該当する金融機関に○をつけてください。支店又は支所があわせてご確認願います
- 注④ 口座番号は、7桁すべてご記入願います。通帳に記載の番号どおりご記入願います。
- 注⑤ ・フリガナの記入は、通帳見開きの名前欄「カタカナ」をすべて漏れなくご記入願います。
・農会等名並びに姓との間は1マス空けてください。
- 注⑥ 通帳写しを1枚目(連合会提出用)の裏面に糊付け願います。

通帳見開きカタカナで表示されている名前を上記加入申込書口座名義欄にすべてご記入願います。

野生動物被害補償約款

(補償対象とする作物)

第1条 この野生動物被害補償事業（以下「補償事業」という。）が補償対象とする作物は、水稲とします。

(加入要件)

第2条 この補償事業の加入要件は、当該年度に水稲を耕作し、農業保険法に基づく水稲共済の一筆方式に7割補償（以下「水稲1筆7割補償」という。）で加入しており、かつ別表に定める市町に住所を有する者とします。ただし、農会又は集落における水稲1筆7割補償加入者全員の全筆加入（農会又は集落単位一括加入）とします。

(加入手続き)

第3条 この補償事業に加入しようとするときは、農会の代表者名による加入申込書を当該年度の6月末日（特殊な事情がある場合を除く）までに、農業共済事業を行う市・町又は事務組合（以下「組合等」という。）に提出するものとします。

(補償対象とする事故)

第4条 この補償事業で支払対象とする事故は、シカ・イノシシなどの獣害のみとします。

(補償期間)

第5条 この補償事業による補償期間は、その地方における水稲栽培の通常の移植期（又は播種期）から、適期に刈り取る時期までとします。ただし、圃場における通常の乾燥期間中は、補償の対象とします。

(補償限度額)

第6条 この補償事業の補償限度額は、耕地ごとに当該年産の水稲1筆7割補償における告示最高額（以下「単位当たり補償金額」という。）に、水稲1筆7割補償の基準収穫量（以下「基準収量」という。）の20%を乗じて算出した額とします。

(加入者負担金)

第7条 この補償事業に係る加入者負担金は、水稲1筆7割補償加入面積1アールにつき20円とします。

- 2 加入者負担金の納付は、農会単位一括納付とし、兵庫県農業共済組合連合会（以下「連合会」という。）が指定する期日までに指定する金融機関に払い込むものとします。

(加入を取消する場合)

第8条 正当な理由がないのに加入者負担金の納付を遅延した場合は、加入を取消します。

(支払財源)

第9条 この補償事業の支払財源は、次の各号を合計した額とします。

- (1) 前条の加入者負担金の額
- (2) 兵庫県から補助金として支出される額（予算の範囲内で加入者負担金の2倍相当）
- (3) 兵庫県JA系統から支援される額（県補助金の50%相当）

(補償金を支払う場合)

第10条 この補償事業で補償金を支払う場合は、耕地ごとに獣害による減収量が当該年度の基準収量の10%（以下「不填補減収量」という。）を超えるときです。

(補償金を支払わない場合)

第11条 次の場合には、補償金を支払いません。

- (1) 加入者が第11条（被害発生の通知）の通知を怠り、又は故意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき
- (2) 加入者が正当な理由がないのに、第12条（被害調査）の調査を妨げたとき

(被害発生の通知)

第12条 加入者は、この補償事業に係る補償金の支払を受けるべき被害があると認めるときは、次の事項について遅滞なく組合等に通知するものとします。

- (1) 被害発生月日
- (2) 被害を受けた耕地の地名地番

(被害調査)

第13条 組合等は、前条の被害通知があった耕地について必要な事項を調査することができます。

(補償金の支払額)

第14条 この補償事業による補償金の支払額は、その耕地の減収量から不填補減収量を差引いたものに単位当たり補償金額を乗じて算出した額（ただし、補償限度額を限度）とします。なお、支払財源に不足が生じた場合は、不足相当額を補償金から削減します。

(補償金の支払時期)

第15条 連合会は、補償金を12月末までに農会に一括して支払います。

(加入者負担金の精算)

第16条 毎年度、補償金を支払った後に支払財源に残金が生じたときは、全ての加入者に対して、加入者が負担した額に応じて還付します。

(共済関係の承継)

第17条 補償対象水稲について相続があった場合は、相続人が被相続人の有する権利義務を承継することができます。

(適用)

第18条 この約款は、平成31年産水稲から適用します。

野生動物被害補償制度の申し込み、お問い合わせはお近くのNOSAIへ